

議案第 5 1 号

墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 8 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例（平成 2 5 年墨田区条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「建築基準法」を「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）、建築基準法」に改める。

第 9 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法第 1 4 条第 2 項の規定による勧告、同条第 3 項の規定による命令、同条第 9 項の規定による行政代執行法に基づく処分又は同条第 1 0 項の規定による公告

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の制定に伴い、特定空家等に対する措置について、墨田区老朽建物等審議会に意見聴取をすることとする必要がある。